

学校体育施設利用における感染防止策チェックリスト

学校体育施設(校庭・夜間照明)を利用される皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大の防止策として、利用の都度、次の事項を確認の上、施設をご利用いただきますようご協力をお願いします。

なお、代表者は、参加者全員の連絡先及び出席状況を記録し、1か月間保管してください。

各項目が守られず教育活動に支障が生じた場合は、利用の停止や当該学校の開放を停止する場合があります。

- ☐ 利用当日、以下の事項に該当する参加者がいる場合は、利用を見合わせる
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ☐ マスクを持参している
 - ☐ スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する（周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとるなど熱中症対策を行う）
 - ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行う
 - ☐ 他の利用者等との距離はできるだけ2m以上（最低1m）を確保する
 - ☐ 飛沫防止のため、利用中の大きな声での会話、応援等をしない
 - ☐ 石けん、消毒剤（殺菌剤）除菌シートなど、各団体で持参する
 - ☐ 学校にある備品は、原則、利用できないものとする。ただし、止むを得ず、使用する場合は、利用後に必ず消毒剤（殺菌剤）や除菌シートで消毒を行う
 - ☐ 施設使用後には、通常の整備に加え、水道の蛇口等手を触れる箇所の消毒を行う
 - ☐ その他、感染防止のための施設管理者からの指示に従う
 - ☐ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、スポーツ推進課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する
- ◆ 感染防止策チェックリストの提出は不要ですが、必ず毎回確認してください。
- ◆ 感染者の拡大や再び緊急事態宣言が発令された場合など、再度、学校開放事業を休止する場合があります。（市ホームページで周知します。）

厚木市教育委員会 スポーツ推進課 スポーツ施設管理係
電話：046-225-2530 F A X 046-223-0044